

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、モノづくりの精神を市民に啓発・継承することを目的に、中小企業団体等が実施する地域の産業や技術を体験できる事業に対し、予算の範囲内においてその事業費の一部を補助するものとし、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)第20条の規定に基づき、この要綱において必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業団体等」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び商工組合をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 中小企業団体等が行う、地域の優れた産業や技術を市民に紹介するモノづくり体験事業を補助金の交付対象事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する事業に要する経費の1/3以内とする。

2 ただし、当該経費に対する等補助以外の補助を受けている場合は、その額を差し引いた経緯に対して前項の規定を適用する。

(補助の申請)

第5条 補助金の対象事業を実施しようとするもの(以下「事業者」という。)は、浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約
- (2) 団体の構成員名簿及び役員名簿
- (3) 事業収支予算書
- (4) 市納税証明書(事業者が市税の納税義務を負わない場合を除く。)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(事業者が市税の納税義務を負わない場合を除く。)

(事業内容の変更)

第6条 事業者は、補助金の申請に基づき交付決定がなされた事業において、事業内容の変更が生じたときは、浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金変更交付申請書(第3号様式)に、変更事業収支予算書を添付して提出しなければならない。

(完了の報告)

第7条 事業者は、補助金の対象事業が完了したとき、浜松市モノづくり精神伝承事業費

補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業関係資料
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助金の対象事業について、その収支状況を記した帳簿又は補助金の対象事業に係る経費の領収書や請求明細書
（申請書等の様式）

第8条 補助金の交付に係る申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）
- (3) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）
- (4) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）
- (5) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金実績報告書（第5号様式）
- (6) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）
- (7) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金請求書（第7号様式）
- (8) 浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金返還命令書（第8号様式）
（細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、施行日以降に実施する対象事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行をもって、旧要綱（浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付要綱）を廃止する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称及び代表者氏名

印

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付申請書

モノづくり精神伝承事業に係る補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
(目的)
(内容)
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用方法、補助事業の完了の予定期日、その他補助事業の遂行に関する計画
(経費の配分・経費の使用方法)
(完了の予定期日)
(遂行に関する計画)
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出根拠
(補助金の額)
(算出根拠)
- 4 その他

(第2号様式)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり条件を付して補助します。

記

			百万	拾万	万	千	百	拾	円
金									

- 条件 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けることとする。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 6 事業完了後速やかに別に定める様式により補助事業実績報告書を市長に提出すること。
- 7 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

注意 上記決定額に不服がある場合は、この書類の受領後5日以内に書面をもって市長に申請の取り下げができます。

(第3号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

印

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金交付決定通知を受けた浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金について、変更交付を受けたく申請します。

記

1 変更理由

2 変更を受けようとする補助金の額及びその算出の根拠

(補助金の額)

(算出根拠)

3 その他

(第4号様式)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金交付決定した 浜松市モノ
づくり精神伝承事業費補助金交付決定額を、次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定額

			百万	拾万	万	千	百	拾	円
金									

2 理由

(第5号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

印

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金交付決定通知を受けた浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第13条の規定により報告いたします。

記

1. 完了の年月日 平成 年 月 日
2. 事業の内容・成果
 - (1) 内容
 - (2) 成果
3. 収支の状況並びに補助事業に関して生ずる収入金
 - (収支状況)
 - (収入金)
4. 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由
 - (相違点)
 - (理由)
5. 交付確定を受けたい額 円
6. その他

上記報告事項について審査いたしました。

平成 年 月 日

審査(検査)担当者氏名

印

審査結果の意見

(第7号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地
請求者
氏名又は名称及び代表者氏名

印

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け浜 第 号をもって補助金交付確定通知のあった浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金を次のとおり請求いたします。

記

金		百万	拾万	万	千	百	拾	円

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義

(第8号様式)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付け浜 第 号をもって交付を確定した浜松市モノづくり精神伝承事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

			百万	拾万	万	千	百	拾	円
金									

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 平成 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 平成 年 月 日